

第二十四回 参議院内閣委員会會議録第四十三号

昭和三十一年五月十五日(火曜日)午前十一時四十七分開会

委員の異動

五月十一日委員菊川孝夫君辞任につき、その補欠として亀田得治君を議長において指名した。

本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として小酒井義男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
木島 虎藏君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
小酒井義男君
梶原 茂嘉君
廣瀬 久忠君
堀 眞孝君

國務大臣

運輸大臣 吉野 信次君
政府委員 法制局長官 林 修三君
法制局次長 高辻 正己君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○憲法調査会法案附帯決議に関する件

○委員長(青木一男君) ただいまから内閣委員会を開きます。

委員変更についてお知らせいたします。五月十一日菊川孝夫君が辞任せられまして、その補欠に亀田得治君が選任せられました。五月十五日吉田法晴君が辞任せられまして、その補欠に小酒井義男君が選任せられました。

○委員長(青木一男君) この際一言いたします。

先週末、当委員会においてできました事柄については、まことに好ましくないこととあり、国民の期待に反したこととあります。私どもは、昨夜議長あつせんにより申し合せもあつたこととございまして、今後委員会の正常なる運営によつてわれわれの任務を遺憾なく果していきたいと思います。特に委員長といたしましてはその点に一段の努力を払うつもりでございますが、委員の各位にも御支持御協力をお願いいたします。(異議なし)と呼ぶ者あり)

島村君より憲法調査会法案の付帯決議について発言を求められておりますから発言を許します。

○島村軍次君 私はこの際、憲法調査会法案の重要性にかんがみまして、将来の憲法調査会が慎重審議を行われ、

円満なる、一党一派に偏せざる審議を行われまして、わが国の独立国家としての体制を整える上に慎重なる考慮を政府に要望したいために、左の付帯決議案を提案したいと思ひます。付帯決議案を朗読いたします。

憲法調査会の使命と任務との極めて重大なるに鑑み、政府は、この調査会の設置に当り、委員の人选につき、慎重を期すると共に、調査会が現行憲法の諸問題を調査審議するに当つては、その結果が、わが国の将来を左右する重大なる関係にある点に思いをいたし、一党一派の利害に偏するが如きことなきよう、あくまでも公平、慎重の態度を以て臨みたい。

右決議する。

以上を本委員会においての付帯決議案として提案いたし、皆さんの御賛成をいただきますと存じます。

○委員長(青木一男君) ただいま提案されました付帯決議案について御意見のある方はお述べをお願いします。

○千葉信君 私は日本社会党を代表して、憲法調査会法案並びにただいま島村君より提案されました付帯決議案に対して反対いたします。

反対の第一の理由は、憲法調査会を内閣に置くという点について、これまでの質疑応答で判明いたしましたことは、内閣もしくはその統括のもとにある国家行政組織法等におきましてその法的な根拠なしという点でございます。

す。国家行政組織法第八条に該当する審議会もしくは協議会に該当する機関でないことは当然であります。この際は内閣にこれを置くということでありますから、従いましてこれは内閣法第十二条によつて設置せられる機関以外にこの種の機関が内閣に設けられるという根拠はあり得ないのでございす。この点に關する質疑によりまして判明をいたしましたことは、十二条に基いて内閣官房ほか、内閣に設けられる機関といたしましては、「法律の定めるところにより、必要な機関を置く、内閣の事務を助けしめることができる」というこの条文に該当するのでないことは、この条文のおのずから明示するところでございます。そうしてこれに對する政府当局の答弁は、「必要な機関を置き」という条文と、「内閣の事務を助けしめることができる」という条文を切り離して答弁を試みたことができると思ふというはなはだ根拠なき理由をもつて答弁せられていて、重要なその任務が内閣の任務でないことはもちろんであります。同時にまた内閣がかかる重要な立法関係の任務に介入するがごとき態度に對しましては、私どもこの憲法調査会を設置するといふことについて、まず第一にその法的根拠のないといふことを理由として反対をするものであります。

反対いたします第二の条件が、内閣が行政費を使つて憲法の内容について調査審議し、これを改正するための措置を講ずるというところは、ここにもわれわれとしては了承できないものがあるのでございますが、特に憲法改正について提案権ありとする政府側の意見に對しましては、憲法等にその条文が明らかでないという意見をその根拠とし、そして内閣法第五条に「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し」とある条文をその根拠として、「法律案、予算その他の議案」、憲法のごとき重要な議案を「その他の議案」という範疇の中でこれを扱ひ得ることを得ないのであります。憲法の改正を得ないのであります。憲法の改正のごときは、憲法第四十一条に規定せられておりますところの「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」、この条文のほかに国会に對して内閣総理大臣が内閣を代表して法律案の提案等についてこれを認めていふところでありまして、従来現行憲法のもとにおきまして、ややともすれば旧憲法時代の慣習にとらわれて、さながら内閣が法律案を提案することが常道であるかのごとき錯覚に陥り、国会もまたこれは反省をしなければならぬこととございまして、立法機関自体として議院が進んで国会に法律案を提案するといふことについてはなはだ消極的であり、従つてその

慣習からくる行政府優位とは言いませんけれども、少くとも法律案を提案するに当つての政府側の態度、国会側におけるこれを受け入れる態度等において私は少くとも現行憲法に即応しない状態が往々にしてあったという、これは厳に反省をしなければならぬところですが、そういう事態が今回政府が拡大解釈をして憲法の提案権まで内閣が有するかのとき思ひ上りを招来せしめたその結果であるとして、私もこの理由からも本法律案に反対をいたします。

反対する第三の理由は、憲法調査会が設置せられて、これに対して憲法の各条章にわたる審議調査については内閣は全くの白紙で臨むという説明でございしましたが、しかし委員会における審議の経過から言ひまして、総理大臣あるいは憲法担当の国務大臣等の答弁も当初は食い違つて、一方は憲法改正の意思あることを明確に表明し、一方は政府には憲法改正の意思なきことを答弁したが、委員会の追及によつて最後には、政府は憲法改正の意思ありと答弁せられるに至りました。しかも与党また改正の公約をもつて国民に臨んでおり、こういう事態の中から考えられますことは、設置せられます憲法調査会の委員五十人中、三十人の国会議員は、御答弁によりましても現有勢力の比率によつて従来の慣習通りに委員の人選が国会議員に対して行われるという事実、その結果として考えられますことは、少くとも憲法調査会の委員である国会議員三十人中およそ二十人が憲法改正に賛成の委員である、他のおおよそ十名の国会議員が憲法改正に反対の委員であるという結果に陥

るわけでございます。そうしてその他の二十名の——第三条第二項第二号による学識経験の二十人の任命については、これは国会議員の委員の場合と同様に、第三条第二項によりまして内閣の任命するところでございます。吉野国務大臣からは、この場合における学識経験者の委員の任命については公平を期するといふ答弁ではあります、私も必ずしもその答弁がはつきりその通り実行せられるといふことについてはなほだ期待を持てません。従来の場山内閣のつて参りました態度から言ひますと、私はこの際は憲法改正に反対の者を政府が任命するといふことはほとんどあり得ないか、あつても公平を擬装する程度の、しかも結論に対しては政府の期待を裏切ることのない程度の人員しか任命するはずがないといふ見解を持たざるを得ないのでございします。たとえば従来、抽象的に申し上げまして、目的のために手段を選ばない態度を往々にして示してきておる政府なりもしくは与党——この委員会におきましては起りました状態ですが、数の暴力を至上の手段としてあえて顯みない態度を繰り返すことのある政府もしくは与党、こういう今日までの状態から考えられますことは、この調査会の委員の構成上出て参ります結論は、改正の要ありとされることは必ず至であります。調査会は今白紙のままから出発するといふ政府の答弁をこの際は信ずることといひましたし、出てくる結論は、委員会の構成上から、これは全くの公正なる態度において論議された結論が出てくるということは期待が持てない。従つてこの憲法調査会法案の通過に基いて設置をさ

れます憲法調査会そのものは、単に立案が公正もしくは民主的な手続を経たという擬装を試みるものである。この見地からもわれわれはこの法案に反対でございます。今回のたとえば政府の委員会における答弁もしくは提案者の答弁、あるいは資料として提出された自由民主党の資料等によりましてはつきりとして参りました改正の意図のある憲法の条章、私もはその中では、これは公聴会でも参考人の喚問においても述べられたところであり、また、改正の対象として最も問題になるところは、たとえば家族制度の復活、天皇制に対する郷愁の現れ、あるいはそれがあるために平和憲法と呼ばれる戦争放棄、交戦権の放棄、こういう点に最も憲法改正に対する是非の論議、明確な対立が生じつゝあるところでございます。現憲法におきまして個人の尊厳、阿性の平等、この憲法の概念とするところに対して、たとえば昔の戸主を家庭に持ち込むとか、あるいは均分相続を廃止するといふ方法で考えられていくところに、私もはせつかく現憲法の保障している人の上に人を作らないといふ個人の尊厳に重点を置いた条章がついて去ろうとする傾向が出てきています。天皇を象徴から元首に切りかえ、栄典のごとき天皇の行為と並行して、特赦もしくは大赦というより全くの政治上の重要な政治行為を、この際、天皇の国事行為として復活しようとするがごときは、われわれの断じて承認し得ない態度と言わなければなりません。

特に第九条の問題に關連いたしましては、私は首相の在野時代から今日までにおける変説改論と称せられるもの、自衛隊は憲法違反であるといひ、首相の座につくや、前言を翻し、自衛隊は憲法違反にあらずと変説改論をされましたが、私はこの間の経緯については、自分が首相になって、しかもその行政府に自衛隊を設け、首相みずから自衛隊が憲法に違反するなどと言つては一日も首相はつとまらない、従つて立場上変説改論を首相はあえて行なつた。しかし首相のほんとうの意見は、私の推測では、やはり自衛隊は憲法違反と考えているはずだと私は見えております。その首相の立場としての自衛隊に対する憲法解釈、在野時代と首相になってからの意見が變つたその事實は、この解釈の中からしかわれわれは了解できないのでございします。もしそうでないといふことになりましたと、今の憲法でも自衛隊は持てる、六カ年計画も国防の最小限度の自衛力としてやれるのだといふ態度を国会に対しては明らかに答弁されたが、しかし一部には異論があるから、自衛隊は憲法違反であるといふ異論があるから、異論を存在する余地なからしめるために改正するのだといふのは、自分の意見が正しいと信ずるならば、責任ある立場の言葉としてこの釈明はあまりにも無責任のそしりを免れないと思ふのでございします。私はかかる観点からも、従来委員会で行われました首相の答弁、はなはだ無責任な態度であり、答弁であるという立場からも、われわれはこの法律案の成立後における、その後の首相の態度等にも關連して、私は重大な憂いを持ち、この法案に反対せざるを得ないのでございします。

その次の反対する理由は、たとえば副大統領のニクソン等が日本に來られて、憲法改正を示唆する発言を行い、もしくはまた軍備の必要について示唆をせられたりするその条件、その他のアメリカにおける日本の憲法改正の必要ありとする諸論が、韓国国の状態を脱しきれない日本に与えるその影響は、この際はその指摘をこのぐらいつとどめなければ、条約上、それから条約に關連する国際通念もしくは国際司法裁判所の判例等に基く日本のアメリカ隷屬、アメリカ一辺倒に宿命づけられた国際的な立場、それら諸条件の中から憲法改正に踏みきらざるを得ない鳩山首相の立場であることは、次の国際諸条約を引用すればおのずから明らかであると思ふのであります。御承知のように安全保障条約は現憲法が立脚するところの世界観と、はなはだしく食い違つた形において締結をせられております。憲法にありましては、諸国民の公正と信義に信頼して、日本の安全と独立を期待するといふ積極的にかつ悲壯なまでに崇高な理念の上に組み立てられておりますことは御承知の通りでございします。何か提案者の提案理由を拝見いたしますと、憲法の前文等は消極的にかつ他力本願的であるからといふ御説明でございしますが、私はこの点はおよそ正反對である。現行憲法がその前文において主張しておるところは、おそろく世界の諸国民の公正と信義に期待をして日本の平和を守り、日本は戦争放棄して武装なき状態において日本の国土を守るといふこの考え方は、あくまでも安易な道を避けてイバラの道を突き進み、しかもそのイバラの道をたどりつづ、

日本はあくまでも、日本のみならず世界各国の平和をも高らかに主張しているという点において、初めて平和憲法と呼ばれ、日本の憲法の輝かしい存在価値をわれわれは謳歌しなければならぬと思ふのでございます。ところがその憲法下にある日本政府がアメリカと結んだ平和条約によりまして、この憲法の考えが著しく無視されている、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、日本は危険である、そしてそのために安全保障条約を締結するのだという態度でございす。しかもこの安全保障条約締結の根拠となつた平和条約第五条は、これは国連憲章第五十一条にいう自衛権が日本にあるという事を認めてゐる。つまり連合国としては日本が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的または集団的自衛の固有の権利を有する。ところが御承知のように国際連合憲章第五十一条の自衛権、この自衛権とは、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまで、個別的または集団的な固有の自衛権を害するものではない。この場合は武力攻撃に対する措置、武力に対する武力の態度——交戦権でございす。世界各国が国連憲章第五十一条によつて交戦権を認められる。自衛権を認められる。その自衛権は交戦する権利。その交戦する権利を平和条約第五条に項は日本にありとして、憲法のもとにおいて交戦権を放棄してゐる日本がかかる条文を条約として締結してゐる、憲法違反でございす。しかも安全保障条約第一条は、日本に駐留する米軍は日本を守るという任務、もう一つは駐留する米軍は同時に極東の平

和と安全を維持するという任務を有する軍隊でございす。そういう条文の建前から出て参りますことは、この条約に基いて日本に駐留するアメリカの軍隊は日本区域のみならず、極東の各地域に對して出動を初めから約束してゐる軍隊でございす。ここにも問題があるのではありませんが、安全保障条約第三条に基いて行政協定が結ばれておる。その行政協定は第三条に基くアメリカ駐留軍の配備を規正する協定という事になつておりますが、しかしこの場合にも行政協定の前文によりまして、その通り安全保障条約第三条に基く協定をすると同時に、もう一つは日本国及びアメリカ合衆国は安全保障条約に基く各自の義務を具体化する。つまり第三条の国内とその付近に配備を規律する協定だけでなく、安全保障条約に基く極東の平和と安全の保障、日本の平和と安全の保障とがこの協定の前文においてからみ合つて、場合によれば日本の義務としてその義務の履行が迫られるというおそれがここから当然の結論として出てこなければならぬ。政府の従来の答弁から見ますと、行政協定に基く日本の非常時の共同防衛及び協議は、日本の側に限る限り日本国の憲法に従つて共同措置をとり、もしくはまた協議をするけれども、その協議の対象になる行為はあくまでも日本の憲法の範囲内において行つたものと答弁してございす。が、日本区域に行われる敵対行為または敵対行為の急迫した行為が生じた場合、つまり武力攻撃が発生した場合においてとられる共同措置が、相手側が常に日本の憲法を尊重し、日本が憲法のワク内において行動するということ

について明文があれば別であります。同時にまた安全保障条約第一条の目的を遂行する——安全保障条約第一条の目的というのは、日本の平和の維持、日本区域における安全の保障、それのみにはとどまりません。安全保障条約第一条に明示されておることは、日本区域の安全保障のみならず、極東における平和と安全とを保障するための条約ということになつておる建前からすれば、この際、その協議から出てくる日本の義務というのは、日本国憲法のワク内における行動だけにどまるといふ保障は何一つありません。しかも政府が従来のように、行政協定二十四条に基く、日本の措置はあくまでも日本の憲法のワク内において行つたという答弁がかりに上つたその要請される、義務づけられる日本の行為そのもの、条約上の義務が、その条約において日本の憲法のワク内に従つて行動するという取りきめがない以上、従来の国際司法裁判所の判例——憲法の条章を理由として条約上の義務を免れることは認めないとするのが判例であり、国際連合でございす。そういういたしますと、条約上の場合によると海外出動という事態が起らなければならぬ。この国会におきまして、急迫不正の侵害が行われた場合にその基地を攻撃することができるといふ首相の答弁は、従来の態度、海外出動は行わないと答弁し続けてきた従来の態度から見ると、憲法第九条等に対する拡大解釈、しかしこれは憲法第九条の拡大解釈というよりも、追いつめられた条約上の義務から逐次既成事実を積み上げて行こうとする政府

の隠謀にほかならないと断言して私ははばかりません。すなわち改正を要するその重大要因は、政治的には条約で、軍事的には強大なアメリカ海空軍の駐留、経済的にはドル支配を通じて日本を羽がいの締めにするアメリカの極東政策からくるものであります。すなわち新しい戦略態勢に切りかえたアメリカの国防態勢の上から、海空軍についてはあくまでも増強し、地上軍についてはアメリカの同盟国の増強に期待するといふその戦略態勢の中における諷刺の状況、地上軍の大量供与がそのまま日本の増強計画となつてゐることを思いまして、一日瞭然でございす。現憲法下でもかかる条約の存在する状態、この状態のもとでは海外派兵を拒否しきることのできないおそれのある条約をつぎつぎと重ねてきた吉田内閣以来の保守党政権、保守党内閣が憲法改正によつて企図してゐるのは海外派兵、徴兵制度の強行であることはもはやおおいに得ない事実と見なければならぬ。平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という三原則はこれを守り、よく答弁をしなければいけません。が、国際紛争を解決する手段としては武力は行使しない、日本は戦争をやらない、憲法の制定当時における吉田首相の答弁を見ましても、自衛と名づける戦争もやるべきではない、今までの日本の行なつてきたどの戦争もみんな自衛のための、自衛という名目で行われてきた、それが間違ひのものであつたと吉田首相ははっきりと答弁されてゐる。戦争をやることを前提とし、国連憲章第五十一条に認められたという自衛権、その自衛権の武力の行使によるという形態、平和条約第五条

に基くこの交戦権ありと言わなければならぬ条約上の日本の立場から言いますならば、それに従つて行われる憲法第九条の改正、自衛権の行使における戦争行為、交戦行為、これが一体三原則としての平和主義を貫き通すとか、守り通すという条件はどこから出てきません。そういう状態に切りかえてまでなおかつ平和主義というならば、世界のどこに平和主義でない憲法があるか。日本の憲法こそ戦争を放棄し、武力行使はやらないといふので、平和憲法という名前が初めて日本の憲法に与えられることは理の当然である。

私は以上申し上げたような立場から、その他にも反対の理由をもつておりますが、以上申し上げた立場から憲法調査会法案に對し反対し、同時に島村君提案の付帯決議に反対いたします。

○宮田重文君 私は先ほど島村委員より御提案の付帯決議案に賛成します。自由党を代表いたします。この付帯決議によりまして政府はその意をくんで今後の憲法調査会発足に当りしても、公平なる世論の期待に沿う委員会の審査が進められるよう希望いたします。賛成討論を終ります。

○堀真琴君 私はただいま島村委員より提案された憲法調査会法案の付帯決議並びに憲法調査会法案に對して反対をいたすものであります。

まず第一の理由は、提案者が憲法調査会法案の提案理由の中にあげております理由がきつめて薄弱であり、いかなる理由によつても全くその当時の憲法成立過程を無視した理由であるといふことであります。なるほど現行憲法が

マッカーサー総司令官の要請に基いて立案制定されたものであることは言うまでもありません。しかしながら当時日本の政府等において立案せられた憲法改正の草案というものがきわめて非民主的であり、明治憲法からほとんど一歩も出ていないというような改正草案であったことは、当時の松本草案等の他を見るならば明瞭であります。ポツダム宣言に基いて日本が民主的な諸制度、とりわけ民主的な憲法を制定するということは、日本全国民の要望でもあったし、また連合国の意向でもあったと申さなければなりません。従って松本草案に対してマッカーサー総司令官が民主的な原則に基く草案を日本側に提示したということは、これ当然だと言わなければならぬのであります。しかもその審議の過程を見まするといふと、マッカーサー総司令官によって提示された草案を政府の草案とするまでに重大な修正が行われた。またそれを審議すべき帝国議会は二十一年の四月の総選挙によって改選された。しかもその選挙は普通選挙に、正しい普通選挙によって行われた選挙であり、その選挙を通じて帝国議会が構成され、第九十帝国議会においてこれが審議を見たのであります。帝国議会におけるこの審議においても、もちろん各議員、各委員の自由な意思によってこれに対する審議が行われており、修正等も行われているのであります。従って提案理由の中にある「真に国民の自由意思によるものにあらざることは否定しがたき事実であります」が、全くこれは事実と相違しているものと言わなければなりません。現行憲法はむしろ日本

国民の民主的な意思が反映した憲法であるということが第一の理由であります。

第二に今日は憲法を改正すべきときではないということであり、もう一つは現行憲法は明治憲法と違ひまして不磨の大典でもなければまたこれを永久に改正すべからざる憲法でもないのであります。社会が推移し、また時代がたつにつれて、国民が要望するならば、いつでもこれを改正することができる憲法であります。しかし現在の段階において果してこれを、憲法改正すべきであるかどうか、まず第一に世論はこれを各新聞社等において調査いたしましたところによりまして、決してその多数が現行憲法の改正を要望しているものと見ることはできません。改正を要望する世論の数はむしろこれに反対する世論の数とはそれぞれ約三分の一ずつありまして、残りの三分の一はこれに対して改正、反対いすれの意思をも表明しておりません。鳩山首相はその不明な三分の一の数を漸次政府の指導によってこれを改正に賛成の側に導くことができるというお話であります。しかし政府がそういう態度をとることはむしろ日本の民主的な世論の形成の上に大きな害を与えるものと申さなければならぬのであります。

と、なるほど形式的にはサンフランシスコ条約によりまして日本は一応の独立を勝ち得ております。しかし日本との交戦国はまだ平和的な状態にないものもありまして、完全な独立を日本は得ているとは申すことができません。しかも日本はアメリカとの間に安全保障条約、行政協定その他によりまして国内には御承知のようアメリカの軍事基地等が設定されてアメリカの軍隊が駐留してゐる。そうしてそれらの基地やあるいは軍隊に対しては特殊な権限が与えられてゐる、こういう状態において、果して日本は完全な独立国と云い得るかどうかということになりまして、もしやむを得ず改訂しなければならぬとすれば、日本が完全な独立を得たのちにおいて、これを検討しても遅くはないと申さなければなりません。さらにまた現行憲法はアメリカの要請に基くマッカーサー草案を基礎とした憲法であるといつて改正を主張しながら、他方憲法改正に関する点につきましてもアメリカ側からの要請に基くところが多いと見なければなりません。警察予備隊から自衛隊にまで発展した日本の軍備の設置も、朝鮮戦争勃発直後におけるマッカーサー元帥の指令に基いて設けられたものであり、その後の自衛隊までの発展の状態もアメリカ側からの要請に基いておることは明白であります。それらの事情を通じて日本は再軍備をなすべきであるといふアメリカ側の要請が強く日本にもたらされ、その結果アメリカ側の要請に基いて憲法改正するということになつて参つたと見なければならぬのであります。これが第二の理由であります。

第三に憲法改正には限界があるという点であります。憲法の基本的な規定、たとえば平和主義、国民主権の規定、あるいは基本的人権の規定、これらは現行憲法の最も基本的な規定であります。これに対して何らかの修正を加えるということは、とりもなおさず現行憲法の根本精神に変更を加えることになるのであります。従つて今日世界の憲法学者が一致して述べておりますように、そういうような憲法改正は憲法改正ではなくて新たな憲法を制定することになると言わなければならぬといふことに一致しております。現在の憲法は明治憲法の改正の手續に従つて制定されました。日本の国民は現在の憲法を新憲法と呼んで明憲法の改正と呼んでおられません。この新憲法と呼び方は全く正しいと言わなければなりません。フランスの第四共和制の憲法、その他の戦後の諸憲法がいずれも憲法の基本的な規定に關してはこれを改正の手續によつて改正することができないというのを規定したことは、その意味から全く正しい規定だと言わなければなりません。ところが自由党の改正案、改進黨の改正案、あるいはまた最近発表されました自由民主党の憲法改正に関する資料等を見まするといふと、国民主権、平和主義、基本的人権についてはこれを尊重する。しかしながらたとえば天皇の象徴という考え方はきわめて明確に欠く。特に外国に対して日本の国を代表する者がだれであるかということが憲法には規定されておらない。従つてこれとは元首に變更しようという意見がある。自由党、改進黨の案については

元首という言葉が使われております。これは天皇の行ひ国事行為に關する自民党、その前の自由党、改進黨の改正案等見まして、国事行為が非常に広くこれを憲法の中に規定しよう、政治的な行為についても天皇がこれを行ひ得るようにしようという、それらの点から見まして、私はたとえば天皇を象徴から元首に變更しようとするようなこの考え方は、国民主権の本来の原則に反するものだと言わなければならぬと思ふのであります。従つてこの点は憲法改正には限界があり、基本的精神ともいふべき規定を改正することができないというこの原則から申しまして、これにもとめるものだと言わなければならぬと思ふのであります。

次に、憲法調査会を内閣内に設けることについてきわめて適當でないといふことでもあります。もしも憲法調査会を設ける必要がある、憲法の全般にわたつてこれを検討しなければならぬ必要があるともしも、憲法調査会を内閣に設けるのではなく、国会に設けるべきであるという点であります。憲法制定権者は言うまでもなく主権を持つ国民にあります。憲法改正を国会に提案する提案権はその代表機関たるべき国会であります。もちろん現在の憲法にはそれについての別段の規定がありません。政府の側におきましては内閣総理大臣が内閣を代表して国会に議案を提出する権利があるといふ現行憲法第七十二条によつて政府の側にも国会に対する憲法改正の提案権があるといふ説明をいたしております。しかし憲法の改正案は他の一般の議案にいはば法律案に比べましてこれを同等に取

會議員が委員の中で圧倒的な多数を占めるであらうことは想像にかたくありません、それからまたその他の委員の学識経験者二十名につきまして、おそらくは政府の意向に賛成するであらうと思われる、自民党の改正案に賛成するであらうと思われる人々が選出されるであらうということも想像にかたくありません。ただ島村委員から一党一派に偏せざるりっぱな人をその委員に選出すべきであるという付帯決議が行われましたが、その付帯決議の通りに

○委員長(青木一男君) 多数と認めます。よつて島村君提出の付帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書その他については慣例によりこれを委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。なお、報告書に対する多数意見者の御署名をお願いします。

旧軍人恩給の加算制復元については、恩給復活の当初から問題にされ、これを法律化し、予算化するに必要な資料

擁護全国連合会内
村秀逸
紹介議員
長島 銀藏君

六一旧軍人關係恩給控
擁護全国連合会内
村秀逸

紹介議員 長島 銀藏君

旧海軍特務士官は、その在職中旧海軍士官とは給与体系を異にし、特務大尉及び特務中尉はそれぞれ同階級の士官よりも高給であり、特務少尉でさえその俸給額は中尉のそれを超えていたが、恩給年額の基礎となる仮定俸給年額は士官、特務士官を併せて一本建となつてゐるため、特務士官の恩給は不当に不利なものとなつてゐるから、現行の旧軍人仮定俸給年額表とは別個に特務士官仮定俸給年額表を設けて、特務大尉は二十二万二千円、特務中尉は二十万五千二百円、特務少尉は十五万四千八百円に定められたいとの請願。

第一三九四号 昭和三十一年五月七日受理

旧海軍特務士官の恩給改訂に関する請願

請願者 群馬県高崎市請地町三八群馬県旧軍関係者恩給擁護連盟内 野口俊太郎

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一三八九号 昭和三十一年五月四日受理

元満州国日本人官吏の恩給に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷本町三ノ四八七 山本定吉外十九名

紹介議員 田畑 金光君
元満州国(蒙疆及冀東を含む)日本人官吏(軍人、軍属及協和会、新民会職員を含む)に対する現行恩給法の適用に
関し、(一)元満州国日本人官吏として

在職した年数を公務員の在職年数とみなして現行恩給法を適用すること、(二)元満州国日本人官吏として在職し終戦後引き揚げた者は日本内地に陸の年月日を退職の時として在職年数を算定すること、(三)元満州国日本人官吏として在職中に死亡したものの遺族ならびに公傷病のため退職した者に対しては扶助料及び一時扶助料または、傷病年金を支給すること、(四)現行恩給法上の受給既得者には元満州国官吏在職年数を加算して恩給年額を改訂すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一三九五号 昭和三十一年五月七日受理

公務員の給与改善に関する請願

請願者 長野県議会議長 矢島武治
紹介議員 羽生 三七君 棚橋小虎君

公務員の給与は、昨年五月において、すでに民間と比較して約九パーセントの差が認められたにもかかわらず、人事院は、給与の改訂勧告を留保したが、その後民間給与は逐次上昇していることが明らかであると共に、更に、現在公共企業体職員給与について給与改善の調停が出されている実情であるから、情勢適応の原則に基づき、すみやかに給与の改善について勧告をされたいとの請願。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道開発庁設置法施行法案
北海道開発庁設置法施行法案

(北海道開発法の廃止)
第一条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)は、廃止する。

(総理府設置法の一部改正)
第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表中「北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)」を「北海道開発庁設置法(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 鉱山保安監督部(第三十二条―第三十五条)」を「第二款 鉱山保安監督部(第三十二条―第三十五条)」を「第三款 北海道アルコール支局(第三十五条の二―第三十五条の四)」に改める。

第二十八条第一項の表中「札幌通商産業局」を「札幌通商産業局に石炭部」を削る。

第二十九条第二項中「札幌通商産業局に石炭部」を削る。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(鉱山保安監督部)
第三十二条 鉱山保安監督部は、札幌鉱山保安監督部、仙台鉱山保安監督部、東京鉱山保安監督部、名古屋鉱山保安監督部、大阪鉱山保安監督部、広島鉱山保安監督部、四国鉱山保安監督部及び福岡鉱山保安監督部とする。

2 鉱山保安監督部(札幌鉱山保安監督部を除く)は、同一の地名を冠する通商産業局に附置する。

3 鉱山保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務を分掌する。

(位置及び管轄区域)
第三十三条 鉱山保安監督部(札幌鉱山保安監督部を除く)の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とする。

2 札幌鉱山保安監督部の位置は、札幌市とし、その管轄区域は、北海道とする。

第二章第三節第三十五条の次に次の一款を加える。

第三款 北海道アルコール支局
(北海道アルコール支局)
第三十五条の二 本省に、地方支分部局として、北海道アルコール支局を置く。

2 北海道アルコール支局は、本省の事務のうち、アルコールの専売に関する事務を分掌する。

(位置及び管轄区域)
第三十五条の三 北海道アルコール支局の位置は、札幌市とし、その管轄区域は、北海道とする。

(アルコール事務所)
第三十五条の四 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地にアルコール事務所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(運輸省設置法の一部改正)
第四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の表中「北海海運局」を「北海道」を削る。

第四十七条第一項の表中「北海道」及び同条第二項を削る。

第五十二条第一項の表中「札幌陸運局」を「北海道」を削る。

(鉱業抵当法の一部改正)
第五条 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「通商産業局長」の下に「北海道ニ於テハ北海道総局長官」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第二項中「地方支分部局の長」の下に「北海道総局長官」を加える。

(鉱業法の一部改正)
第七条 鉱業法(昭和二十五年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「通商産業局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ」を加える。

第六百六十五条中「通商産業局」の下に「北海道においては、北海道総局」を加える。

(臨時石炭鉄害復旧法の一部改正)
第八条 臨時石炭鉄害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「通商産業局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」を加える。

第九十九条中「地方支分部局の長」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

(木材防腐特別措置法の一部改正)
第九条 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「通商産業局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」を加える。

第十條中「地方支分部局の長」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

(温泉法等の一部改正)
第十條 次に掲げる法律の規定中「通商産業局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」を加える。

一 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第三条第三項

二 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十二條第二項

三 鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第七條第一項

四 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第九條第一項

五 石油資源探査促進臨時措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第三條第一項

六 石炭鉄業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第四十三條

七 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)第四條第一項

(商品取引所法等の一部改正)
第十一條 次に掲げる法律の規定中「通商産業局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

一 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第四百零八條第四項

二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)第四十條

三 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)第八十五條

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第五十二條

五 纖維製品品質表示法(昭和三十年法律第六十六号)第十一條

(船員保険法の一部改正)
第十二條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ四第一項中「厚生大臣が運輸大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及港灣管理事務所並ニ之等ノ出張所」を「北海道ニ於テハ北海道総局トシ厚生大臣が関係大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及海運局又ハ其ノ支局ノ出張所並ニ北海道総局ノ之ニ相当スル地方機関」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)
第十三條 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「海運局長」の下に「又は北海道総局長官」を加える。

(災害救助法の一部改正)
第十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「又は海運局長」を「海運局長又は北海道総局長官」に改める。

(職業安定法の一部改正)
第十五條 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十條中「海運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

(船員職業安定法の一部改正)
第十六條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七條中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長をいう」を「北海道においては、北海道総局長官」に改める。

第十條中「海運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」を加える。

(水先法の一部改正)
第十七條 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長をいう」を「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」に改める。

第二十六條中「出張所」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

又はその海運局の事務を分掌する地方機関。以下同じ。」を加える。

(労働組合法の一部改正)
第十八條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二十二項中「海運局」とを「海運局(北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。)」に改める。

(海上運送法の一部改正)
第十九條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中「海運局」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

第三十七條中「海運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」を加える。

(造船法の一部改正)
第二十條 造船法(昭和二十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「海運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同じ。」を加える。

(船主相互保険組合法の一部改正)
第二十一條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第三項中「海運局長又は海運局支局長」を「海運局長(北海道においては、北海道総局長官)又は海運局支局長(北海道においては、これに相当する北海道総局長の地方機関の長)」に改める。

(海事代理士法の一部改正)
第二十二條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八條中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長をいう」を「北海道においては、北海道総局長官」に改める。

別表第一第一号の次に次の一号を加える。

一 北海道総局長の機関
(港灣運送事業法の一部改正)
第二十三條 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長をいう」を「北海道においては、北海道総局長官」に改める。

(本船運送法の一部改正)
第二十四條 本船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長をいう」を「北海道においては、北海道総局長官」に改める。

第八條第三項中「海運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

(鉄道抵当法の一部改正)
第二十五條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「又ハ管轄陸運局長」の下に「北海道ニ於テ

ハ北海道総局長官以下同ジ」を加える。

(工場抵当法の一部改正)

第二十六条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「管轄陸運局長」の下に「北海道ニ於テハ北海道総局長官以下同ジ」を加える。

(軌道法の一部改正)

第二十七条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「陸運局長」の下に「北海道ニ於テハ北海道総局長官」を加える。

(道路運送法の一部改正)

第二十八条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第二項中「自動車検査証を陸運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同ジ。」を加える。

第三十三条第一項中「陸運局」の下に「北海道においては、北海道総局長。以下同ジ。」を加える。

第二百二十二条第一項中「下級の」を削る。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十九条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「陸運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同ジ。」を加える。

第二十一条第三項中「又はその出張所」を「(北海道においては、北海道総局長)に改める。

(道路運送車両法施行法の一部改正)

第三十条 道路運送車両法施行法(昭和二十六年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「陸運局長の交付」を「陸運局長(北海道においては、北海道総局長官。以下同ジ。)の交付」に改める。

(自動車抵当法の一部改正)

第三十一条 自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「陸運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官。以下同ジ。」を加える。

(倉庫業法の一部改正)

第三十二条 倉庫業法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「又は陸運局長」を「陸運局長又は北海道総局長官」に改める。

(通運事業法等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」の下に「北海道においては、北海道総局長官」を加える。

- 一 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第三十六条
- 二 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)第二十条
- 三 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)附則第六項

四 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第八十条

(職員の引継)

第三十四条 この法律の施行の際、現に次に掲げる行政機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて北海道開発庁の職員となるものとする。この場合において、旧北海道開発法第十条第一項第一号及び第二号に掲げる者につき任命された北海道開発審議会の委員の任期は、その残任期間とする。

一 旧北海道開発法による北海道開発庁

二 札幌通商産業局
三 北海海運局
四 札幌陸運局

(定員の特例)

第三十五条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の規定にかかわらず、当分の間、北海道開発庁の職員の定員は、同法に定める定員に五百八十二人を加えたものとし、林野庁並びに通商産業省、運輸省及び建設省の各本省の職員の定員は、同法に定める定員からそれぞれ三人、三百十二人、二百六十五人又は二人を減じたものとする。

(従前の処分等の経過措置)

第三十六条 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により通商産業局長、海運局長又は陸運局長の許可、認可その他これらに準ずる処分を受けている者は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相

当規定に基いて、北海道総局長官の許可、認可その他これらに準ずる処分を受けた者とみなす。この場合において、当該処分期間がつけられているときは、当該期間が、この法律による改正前のそれぞれの法律の規定により当該処分が行われた日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により通商産業局長、海運局長又は陸運局長にしている許可、認可その他これらに準ずる処分、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基いて北海道総局長官にした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附則

1 この法律は、北海道開発庁設置法(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「通商産業局長」の下に「又ハ北海道アルコール支局長」を加える。